

平成 29 年 2 月 10 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

内閣官房内閣広報室  
内閣府政府広報室  
厚生労働省年金局

### 年金制度の広報に関するリーフレット等設置への協力依頼について

年金行政の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。先の臨時国会において、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）が成立しました。今回の改正内容を含め、年金制度を正しく御理解いただくため、この度、政府広報として、内閣官房内閣広報室、内閣府政府広報室、厚生労働省年金局が連携して「年金ニュース（創刊号）」（別添 1）を作成しました。また、平成 29 年 8 月から、年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に変更されることに伴い、新たに年金を受給できるようになる方へのリーフレット「年金ニュース（第 2 号）」（別添 2）及びポスター（別添 3）を作成することとしております。

貴会の皆様におかれましては、「臨時福祉給付金」の周知・広報について、これまで多大な御協力をいただいていると承知してはいますが、今回の「年金ニュース」等についても、国民の皆様に対して幅広く周知・広報を行う観点から、「臨時福祉給付金」の場合と同様に、関係省庁、関係機関、関係団体等の御協力のもと、様々な場所にリーフレット等を置いていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、「年金ニュース」等の設置について御協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、これらの資料の配送の時期につきましては、「年金ニュース（創刊号）」を先行して配送させていただき、その後、「臨時福祉給付金（経済対策分）」と「年金ニュース（第 2 号）」に関する資料を併せて送付させていただく予定となっております。

(照会先)

厚生労働省年金局総務課企画係

(代表電話) 03-5253-1111 (3316)

(直通電話) 03-3595-2862

(E-mail) kikaku-kouhou@mhlw.go.jp